

公民館使用にかかる飯山市公民館条例の見直し検討について

これまで飯山市公民館では飯山市公民館条例（昭和36年3月31日 条例第9号・以下「条例」という。）により、「政治的活動を目的とするとき」は公民館の使用を許可しないこととしてきました。

このことについて市民から疑義が寄せられ精査をしたところ、平成 30 年（2018 年）12 月 21 日付で文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から各都道府県教育委員会社会教育担当課長あて、本件に関する重要な通知が出されておりました（別紙 1）。

その要点は、社会教育法第 23 条第 1 項第 2 号の規定の趣旨は「公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、…（略）…、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない」という点にあります。

このため当該通知における社会教育法第 23 条第 1 項第 2 号の解釈に沿うよう条例の内容について見直しを行うこととし、関係者への周知及び意見聴取を行い、条例改正に向けた準備をすることとします。

【条例等の改正に向けたスケジュール】

5 月	・公民館関係者への周知及び意見聴取（教育委員会、社会教育委員会、公民館運営委員会 各地区公民館長・主事）
6 月	・庁内部課長・職員への周知及び意見聴取
	・議会への周知及び意見聴取
	・区長会協議会への周知及び意見聴取
7 月	・条例改正案の策定
8 月	・法規審査委員会
	・議会説明
9 月	・議案上程
10 月	・10 月 1 日施行予定
	・市民への公表（市報及びホームページ）

○飯山市公民館条例（昭和 36 年 3 月 31 日 条例第 9 号）抜粋

（使用等の制限）

第 8 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、公民館の使用を許可しない。

- （1） 公序良俗を害すると認めたとき。
- （2） 専ら営利を目的とするとき。
- （3） 政治的活動を目的とするとき。
- （4） 宗教的活動を目的とするとき。
- （5） 冠婚葬祭式場として使用するとき。
- （6） その他管理上必要があるとき。

○社会教育法（昭和 24 年 6 月 10 日 法律第 207 号）抜粋

（公民館の運営方針）

第 23 条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

平成 30 年 12 月 21 日

各都道府県教育委員会社会教育担当課長

殿

各指定都市教育委員会社会教育担当課長

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

社会教育法第 23 条第 1 項の解釈の周知について（依頼）

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の解釈については、従前より通知の発出等によって周知を行ってきたところですが、近時、本件に関する問合せが数多く寄せられていることに鑑み、下記のとおり、その解釈について改めてお示しすることとしました。

貴教育委員会におかれては、域内の市（特別区を含む。）町村教育委員会に対し、本件について十分な周知を図られるとともに、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点として、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、その活動が一層活性化されるよう、必要な指導・支援をお願いします。

記

1 法第 23 条第 1 項第 1 号の趣旨について

法第 23 条第 1 項第 1 号では、公民館が「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止している。

本規定の趣旨は、公民館が、法第 20 条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。

2 法第 23 条第 1 項第 2 号の趣旨について

法第 23 条第 1 項第 2 号では、公民館が「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」を禁止している。

本規定の趣旨は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、例えば、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。